

ピカラ待っててプランサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="409 562 1015 594"><u>ピカラ待っててプランサービス契約約款</u></p> <p data-bbox="596 1297 828 1329"><u>2023年8月1日</u></p> <p data-bbox="572 1444 851 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1656 562 2261 594"><u>ピカラ待っててプランサービス契約約款</u></p> <p data-bbox="1843 1297 2074 1329"><u>2024年4月1日</u></p> <p data-bbox="1819 1444 2098 1476">株式会社 STNet</p>	

ピカラ待ってプランサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)								
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="127 321 1237 470"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17 初期契約解除</td> <td>当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、お客様の請求により、当社の合意なくお客様の都合のみにより契約解除できること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(お客様が行う解約)</p> <p><b>第13条</b> お客様が第10条(契約期間)の光ネットサービスの提供開始日の前日または第14条(当社が行う解約)第2項の契約期間の満了日を待たずして本契約を解約するときは、あらかじめ本サービス取扱所に通知していただきます。その通知があった暦日をもって本契約は解約されるものとします。</p> <p>2 前項の場合、本サービスの契約期間は解約した日の前日までとします。</p> <p>3 <u>お客様は、契約内容通知書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この場合、当社は、本契約の解除までの期間に提供した本サービスに係る料金などを請求いたします。</u></p>	用語	用語の意味	17 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、お客様の請求により、当社の合意なくお客様の都合のみにより契約解除できること	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1374 321 2484 470"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17 初期契約解除</td> <td>当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、お客様の請求により、当社の合意なくお客様の都合のみにより契約解除できること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(お客様が行う解約)</p> <p><b>第13条</b> お客様が第10条(契約期間)の光ネットサービスの提供開始日の前日または第14条(当社が行う解約)第2項の契約期間の満了日を待たずして本契約を解約するときは、あらかじめ本サービス取扱所に通知していただきます。その通知があった暦日をもって本契約は解約されるものとします。</p> <p>2 前項の場合、本サービスの契約期間は解約した日の前日までとします。</p> <p>(初期契約解除)</p> <p><b>第13条の2</b> <u>お客様は、契約内容通知を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、当社に書面を発することまたは当社所定の方法により通知することにより本契約の解除を行うことができます。この効力は、お客様が当社が別途定める書面を発した日または通知を完了した日に生じます。</u></p> <p>2 <u>お客様が、初期契約解除を行った場合、当社は、本契約の解除までの期間に提供した本サービスに係る料金などを請求いたします。</u></p>	用語	用語の意味	17 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、お客様の請求により、当社の合意なくお客様の都合のみにより契約解除できること	
用語	用語の意味									
17 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、お客様の請求により、当社の合意なくお客様の都合のみにより契約解除できること									
用語	用語の意味									
17 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、お客様の請求により、当社の合意なくお客様の都合のみにより契約解除できること									

ピカラ待っててプランサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
	<p>附 則  <u>(実施期日)</u>                      1 この改正約款は、2024年4月1日から実施します。</p>	